

八重児第720号
令和2年8月21日

保護者 各位

八重瀬町長 新垣 安弘
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための家庭保育への積極的な
要請期間の**再延長**について

平素より、新型コロナウイルス感染症予防対策にご対応いただき感謝申し上げます。

さて、令和2年8月8日付八重児第644号及び令和2年8月14日付八重児第665号において、家庭保育への積極的な要請をお願いしておりますが、この度の沖縄県独自の緊急事態宣言中及び町内小中学校の休業期間再延長を受け、本町放課後児童クラブの家庭保育要請期間も再延長いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、日常とは違う生活を強いられていると思います。この難局を乗り切るため各ご家庭におかれましては、すでに取り組みられていることを含め、感染拡大防止対策について1人1人が実施できる小さなことからの実施をあらためてよろしく願いいたします。

○期間：令和2年8月1日（土）から**8月28日（金）**

○家庭保育した場合の保育料の取り扱いについて

- ・保育料については、上記の期間に協力いただいた日数に応じて日割りによる減免・返還等の対象となります。
- ・減免及び返還方法等については、後日お知らせします。

※家庭保育可能な方は、各施設へご連絡くださるようお願いいたします。

※本通知は、保育が必要な方に強制力のある登園自粛をお願いするものではありません。

【各施設へ登園する際の協力事項】

- ・児童の保護者による登園前の健康状態の確認（検温等）を必ず行い、発熱や呼吸器の症状（咳・のどの痛み等）がある場合は、登園をご遠慮ください。

(本文書は8月21日時点のものであり、今後変更があり得ることをご承知おきください)

お問い合わせ先 八重瀬町児童家庭課
子育て支援係 電話：098-998-7163